

報告第4号

令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

令和 7 年度那須烏山市下水道事業

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	烏山水処理センター再構築基本設計（耐水化診断）業務委託	16,600,000	0	16,600,000
1 資本的支出	1 建設改良費	南那須水処理センター汚泥貯留槽攪拌機修繕工事	4,103,000	0	4,103,000
1 資本的支出	1 建設改良費	興野水処理センター回分槽コントロールユニット修繕工事	12,342,000	0	12,342,000

会計予算繰越計算書

(単位：円)

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国県補助金	損益勘定留保資金			
7,000,000	9,600,000	0	0	予算成立から年度末までの期間が短く、事業実施が実質困難であるため、翌年度へ繰越を行うもの
0	4,103,000	0	0	交換部品等が受注生産であり、製作に不測の日数を要したため、翌年度へ繰越を行うもの
0	12,342,000	0	0	予算成立から年度末までの期間が短く、事業実施が実質困難であるため、翌年度へ繰越を行うもの